要約

管理会社のビレッジハウス・マネジメント株式会社と町内会の話し合いにより、すべての 入居者がゴミステーションを使えるようになりました。町内会総会の議決、「町内会会員 (会 費支払い者) のみ中に置き、非会員 (会費拒否者) は外に置く。」*1は無効になりました。

町内会は任意の団体なので,加入を強制することはできません。管理会社も任意という見解です。入居したら強制的に入会させられたら何かおかしくないですか。この事実を知らずに入会された方は当然規約が適用されます。ビレッジハウス鳥栖へ入居された方はご存じではないと思いますが、雇用促進住宅の頃は町内会の加入は任意でした。国営のため、入居のしおりに草むしりや掃除が含まれていたみたいです。だから日曜日の朝は町内会で草むしりをしました。ビレッジハウスの賃貸契約にはありません。任意団体の活動はあくまでも任意です。管理会社の管理領域まで活動範囲を広げることは遠慮するべきです。では町内会がするべきことは何になるのでしょうか。

歴史的には 1940 年 9 月の内務省訓令第 17 号「部落会町内会等整備要領」により町内会が作られました。鳥栖市は区長に市の嘱託員*2を委嘱し、行政機関からの配布文書 (市報とす、回覧板など) を配布します。区長に委嘱だから町内会とは無関係のような気がしますが、非会員は配布されないみたいです。幸いなことに、ほとんどの配布文書はウェブサイトで閲覧可能です。平成 28 年 3 月の一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画 (案)では、「自治会などの各種団体による資源回収の活動に助成金。不法投棄対策としては、自治会や警察等の関連機関と連携し、パトロール。」と書かれています。地域社会に貢献している気分になりますが、市役所の補助機関です。

自治会側の敗訴という言葉はご存じですか。行政との結びつきがあるため自らの違法性に気付かないのです。警察沙汰にでもなれば人生を駄目にし、強制退去もありえるかも知れません。よく考えて入会しないと裁判になったら大変です。親睦を深めたいなら、ウオーキングクラブ等を作るだけです。強制的に入会させられた人は会費を拒否すれば脱会できます。これで年間、12.000円の節約です。自治会の危険性だけは警告しておきます。

規約に同意し、活動内容に賛同する人は入会し、賛同できない人は入会しないのが任意というものです。日本文化特有の世間体を気にすること。「人並み外れていはしないかどうか、という臆病なまでの配慮*3」は必要ありません。町内会の会費を支払ったために家賃が払えなかったでは意味がありません。生活保護受給者の方、非正規雇用の方、新型コロナウイルス感染症で収入が減少された方への朗報です。当然、それ以外の方もです。ゴミステーションを無料で使いましょう。最後になりますが、人が自発性に基づき行動するときは、自分自身を問うこと*4になります。ご理解をお願いします。

 $^{^{*1}}$ 私は違法行為は好きではありません。議決前は非会員が中に置いても問題ありません。

^{*2} 特別職非常勤職員ではない。地方公務員法が適用されません。

^{*&}lt;sup>3</sup> 森本哲郎著 「日本語 表と裏」 新潮文庫、昭和 63 年、p31

 $^{^{*4}}$ 金子郁容著 「ボランティア もうひとつの情報社会 」岩波新書、1992 年、m p106